

令和2年3月23日

保護者の皆様へ

島本町教育委員会  
教育長 持田 学  
島本町立第二小学校  
校長 辻本 堅二

## 春季休業中の教育活動について

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業に際しまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、この度の臨時休業の対応につきまして、全町立小中学校においては、3月2日(月)から3月24日(火)までの間、臨時休業を実施していますが、3月25日(水)から春季休業日となり、教育活動は再開することといたします。ただし、引き続き感染拡大防止の取組は継続します。

つきましては、下記のとおり対応することといたします。

また、第1学年から第3学年におきまして実施しておりました、臨時休業に伴う「家庭で留守番させることが困難な児童への対応について」は、3月24日(火)で終了いたします。

なお、新型コロナウイルスにつきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせします。

趣旨をご理解のうえ、ご協力の程、よろしくご願ひいたします。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業中の児童の健康保持の観点から、春季休業日となる3月25日(水)から、期間を限定して運動場を開放することとします。感染拡大防止に努めながら実施する予定です。(詳細については、別紙お知らせにて)
- 2 登校の際は、お子さまの検温を行う等健康状態に注意し、手洗いの励行、咳エチケット、マスク着用の協力等、感染予防対策にご留意してください。
- 3 活動を行う際は、3原則(下記参照)を守るよう留意してください。
- 4 児童・教職員に感染者が出た場合は、臨時休業となりますが、詳細については、島本町のホームページ及び学校のホームページを参照してください。

#### 【参考】クラスター発生のリスクを下げる3原則

- (1)換気を励行する。
- (2)人の密度を下げる。
- (3)近距離での会話や発声などを避ける。